

# 告 示

## 埼玉県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さきたま緑道及び花の里緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

街活性室・三島造園共同事業体

埼玉県鴻巣市逆川一丁目二番二―五百二号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで